

## 令和元年第4回安城市議会定例会付議案件

内 容													
議案番号	第129号議案												
議案名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定するもの</p> <p>市議会議員の期末手当の改定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1.675 月分 (支給済み)</td> <td>1.725 月分 (現行 1.675 月分)</td> <td>3.4 月分 (現行 3.35 月分)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度以降</td> <td>1.7 月分</td> <td>1.7 月分</td> <td>3.4 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 令和元年度分 公布の日 (令和元年12月1日から適用) 令和2年度分以降 令和2年4月1日</p>	年度	6月期	12月期	年間支給月数	令和元年度	1.675 月分 (支給済み)	1.725 月分 (現行 1.675 月分)	3.4 月分 (現行 3.35 月分)	令和2年度以降	1.7 月分	1.7 月分	3.4 月分
	年度	6月期	12月期	年間支給月数									
令和元年度	1.675 月分 (支給済み)	1.725 月分 (現行 1.675 月分)	3.4 月分 (現行 3.35 月分)										
令和2年度以降	1.7 月分	1.7 月分	3.4 月分										
議案番号	第130号議案												
議案名	安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、特別職の職員で常勤のもの期末手当を改定するもの</p> <p>特別職の職員で常勤のもの期末手当の改定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1.675 月分 (支給済み)</td> <td>1.725 月分 (現行 1.675 月分)</td> <td>3.4 月分 (現行 3.35 月分)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度以降</td> <td>1.7 月分</td> <td>1.7 月分</td> <td>3.4 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 令和元年度分 公布の日 (令和元年12月1日から適用) 令和2年度分以降 令和2年4月1日</p>	年度	6月期	12月期	年間支給月数	令和元年度	1.675 月分 (支給済み)	1.725 月分 (現行 1.675 月分)	3.4 月分 (現行 3.35 月分)	令和2年度以降	1.7 月分	1.7 月分	3.4 月分
	年度	6月期	12月期	年間支給月数									
令和元年度	1.675 月分 (支給済み)	1.725 月分 (現行 1.675 月分)	3.4 月分 (現行 3.35 月分)										
令和2年度以降	1.7 月分	1.7 月分	3.4 月分										

内 容																																						
議 案 番 号	第 1 3 1 号議案																																					
議 案 名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																					
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ市費負担教員以外の職員の給与を改定し、及び愛知県人事委員会勧告に伴う県費負担教員の給与の改定に準じ市費負担教員の給与を改定するもの</p> <p>1 市費負担教員以外の職員に係る給料表の改定 令和元年度以降の市費負担教員以外の職員に係る給料表の水準を平均0.1パーセント引き上げる。</p> <p>2 勤勉手当の改定 再任用職員以外の職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和元年度</td> <td>期末</td> <td>1.3月分 (支給済み)</td> <td>1.3月分 (改定なし)</td> <td>2.6月分 (改定なし)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.925月分 (支給済み)</td> <td>0.975月分 (現行0.925月分)</td> <td>1.9月分 (現行1.85月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.225月分 (支給済み)</td> <td>2.275月分 (現行2.225月分)</td> <td>4.5月分 (現行4.45月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和2年度以降</td> <td>期末</td> <td>1.3月分</td> <td>1.3月分</td> <td>2.6月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.95月分</td> <td>0.95月分</td> <td>1.9月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.25月分</td> <td>2.25月分</td> <td>4.5月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市費負担教員については、令和2年度以降に係るもののみ規定</p> <p>3 住居手当の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住居手当の上限額</td> <td>27,000円以内</td> <td>28,000円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 市費負担教員に係る給料表の改定 令和2年度以降の市費負担教員に係る給料表の水準を令和元年度分から平均1.9パーセント引き上げる。 ※現行の給料表から令和元年度分への改定は、仮番7「安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」により対応</p> <p>5 市費負担教員に係る地域手当の改定 令和2年度以降の市費負担教員に係る地域手当を100分の10.5から100分の8.5に引き下げる。</p> <p>(施行日)</p> <p>1 公布の日(平成31年4月1日から適用)</p> <p>2のうち令和元年度分 公布の日(令和元年12月1日から適用)</p> <p>2のうち令和2年度分以降及び3～5 令和2年4月1日</p>	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数	令和元年度	期末	1.3月分 (支給済み)	1.3月分 (改定なし)	2.6月分 (改定なし)	勤勉	0.925月分 (支給済み)	0.975月分 (現行0.925月分)	1.9月分 (現行1.85月分)	計	2.225月分 (支給済み)	2.275月分 (現行2.225月分)	4.5月分 (現行4.45月分)	令和2年度以降	期末	1.3月分	1.3月分	2.6月分	勤勉	0.95月分	0.95月分	1.9月分	計	2.25月分	2.25月分	4.5月分	区分	改正前	改正後	住居手当の上限額	27,000円以内	28,000円以内
	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数																																	
	令和元年度	期末	1.3月分 (支給済み)	1.3月分 (改定なし)	2.6月分 (改定なし)																																	
		勤勉	0.925月分 (支給済み)	0.975月分 (現行0.925月分)	1.9月分 (現行1.85月分)																																	
		計	2.225月分 (支給済み)	2.275月分 (現行2.225月分)	4.5月分 (現行4.45月分)																																	
	令和2年度以降	期末	1.3月分	1.3月分	2.6月分																																	
		勤勉	0.95月分	0.95月分	1.9月分																																	
		計	2.25月分	2.25月分	4.5月分																																	
	区分	改正前	改正後																																			
	住居手当の上限額	27,000円以内	28,000円以内																																			

内 容			
議 案 番 号	第 1 3 2 号議案		
議 案 名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について		
摘 要	<p>個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の変更に伴うもの</p> <p>次の 1 法人を加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>特定非営利活動法人ハッピースマイルわかば</td> <td>安城市横山町下毛賀知 1 5 1 番地</td> </tr> </table> <p>(施行日) 令和 2 年 1 月 1 日</p>	特定非営利活動法人ハッピースマイルわかば	安城市横山町下毛賀知 1 5 1 番地
	特定非営利活動法人ハッピースマイルわかば	安城市横山町下毛賀知 1 5 1 番地	
議 案 番 号	第 1 3 3 号議案		
議 案 名	安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
摘 要	<p>安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置を継続させるもの</p> <p>安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置期間を令和元年度限りとしている規定を削除する。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>		

内 容																			
議 案 番 号	第 1 3 4 号議案																		
議 案 名	安城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																		
摘 要	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴うもの</p> <p>1 償還免除の対象の拡大 市が、災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる場合として、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときを追加する。</p> <p>2 報告等の規定の整備 償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、市は、災害援護金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に対し収入若しくは資産の状況についての報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができることとする。</p> <p>3 その他規定の整理</p> <p>(施行日) 公布の日</p>																		
	議 案 番 号	第 1 3 5 号議案																	
議 案 名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																		
摘 要	<p>愛知県人事委員会勧告に伴う県費負担教員の給与の改定に準じ、市費負担教員の給与を改定等するもの</p> <p>1 給料表の改定 令和元年度の給料表の水準を平均0.4パーセント引き上げる。</p> <p>2 勤勉手当の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和元年度</td> <td>期末</td> <td>1.3月分 (支給済み)</td> <td>1.3月分 (改定なし)</td> <td>2.6月分 (改定なし)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.925月分 (支給済み)</td> <td>0.975月分 (現行0.925月分)</td> <td>1.9月分 (現行1.85月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.225月分 (支給済み)</td> <td>2.275月分 (現行2.225月分)</td> <td>4.5月分 (現行4.45月分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他規定の整理</p> <p>(施行日)</p> <p>1 公布の日 (平成31年4月1日から適用)</p> <p>2 公布の日 (令和元年12月1日から適用)</p>	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数	令和元年度	期末	1.3月分 (支給済み)	1.3月分 (改定なし)	2.6月分 (改定なし)	勤勉	0.925月分 (支給済み)	0.975月分 (現行0.925月分)	1.9月分 (現行1.85月分)	計	2.225月分 (支給済み)	2.275月分 (現行2.225月分)	4.5月分 (現行4.45月分)
	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数														
令和元年度	期末	1.3月分 (支給済み)	1.3月分 (改定なし)	2.6月分 (改定なし)															
	勤勉	0.925月分 (支給済み)	0.975月分 (現行0.925月分)	1.9月分 (現行1.85月分)															
	計	2.225月分 (支給済み)	2.275月分 (現行2.225月分)	4.5月分 (現行4.45月分)															
議 案 番 号	第 1 3 5 号議案																		
議 案 名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																		

内 容																																																																																																																						
議 案 番 号	第 1 3 6 号議案																																																																																																																					
議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について																																																																																																																					
摘 要	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>1 複数の建築物が連携する場合の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請手数料の規定の新設</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなして下記2により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなして下記2により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請手数料の区分の細分化</p>																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分 (下線部は条例改正箇所)</th> <th colspan="4">金額（一の建築物につき）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">認定申請</th> <th colspan="2">変更認定申請</th> </tr> <tr> <th>審査機関が証 する書類が添 付されている 場合</th> <th>審査機関が証 する書類が添 付されていない 場合</th> <th>審査機関が証 する書類が添 付されている 場合</th> <th>審査機関が証 する書類が添 付されていない 場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸建て住宅</td> <td>5,200円</td> <td>37,100円</td> <td>3,200円</td> <td>19,200円</td> </tr> <tr> <td>住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、同時に申請する戸数が</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 1のもの</td> <td>5,200円</td> <td>37,100円</td> <td>3,200円</td> <td>19,200円</td> </tr> <tr> <td>(2) 2以上5以下のもの</td> <td>10,300円</td> <td>74,900円</td> <td>6,200円</td> <td>38,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) 6以上10以下のもの</td> <td>17,500円</td> <td>105,400円</td> <td>10,500円</td> <td>54,500円</td> </tr> <tr> <td>(4) 11以上25以下のもの</td> <td>29,100円</td> <td>148,300円</td> <td>17,500円</td> <td>77,100円</td> </tr> <tr> <td>(5) 26以上50以下のもの</td> <td>48,800円</td> <td>213,000円</td> <td>29,300円</td> <td>111,400円</td> </tr> <tr> <td>(6) 51以上100以下のもの</td> <td>87,300円</td> <td>305,200円</td> <td>52,400円</td> <td>161,300円</td> </tr> <tr> <td>(7) 101以上200以下のもの</td> <td>138,100円</td> <td>413,500円</td> <td>82,900円</td> <td>220,600円</td> </tr> <tr> <td>(8) 201以上300以下のもの</td> <td>174,400円</td> <td>542,100円</td> <td>104,700円</td> <td>288,500円</td> </tr> <tr> <td>(9) 301以上のもの</td> <td>186,100円</td> <td>636,500円</td> <td>111,700円</td> <td>336,900円</td> </tr> <tr> <td>1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 1のもの</td> <td>5,200円</td> <td>37,100円</td> <td>3,200円</td> <td>19,200円</td> </tr> <tr> <td>(2) 2以上5以下のもの</td> <td>10,300円</td> <td>74,900円</td> <td>6,200円</td> <td>38,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) 6以上10以下のもの</td> <td>17,500円</td> <td>105,400円</td> <td>10,500円</td> <td>54,500円</td> </tr> <tr> <td>(4) 11以上25以下のもの</td> <td>29,100円</td> <td>148,300円</td> <td>17,500円</td> <td>77,100円</td> </tr> <tr> <td>(5) 26以上50以下のもの</td> <td>48,800円</td> <td>213,000円</td> <td>29,300円</td> <td>111,400円</td> </tr> <tr> <td>(6) 51以上100以下のもの</td> <td>87,300円</td> <td>305,200円</td> <td>52,400円</td> <td>161,300円</td> </tr> <tr> <td>(7) 101以上200以下のもの</td> <td>138,100円</td> <td>413,500円</td> <td>82,900円</td> <td>220,600円</td> </tr> <tr> <td>(8) 201以上300以下のもの</td> <td>174,400円</td> <td>542,100円</td> <td>104,700円</td> <td>288,500円</td> </tr> <tr> <td>(9) 301以上のもの</td> <td>186,100円</td> <td>636,500円</td> <td>111,700円</td> <td>336,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分 (下線部は条例改正箇所)	金額（一の建築物につき）				認定申請		変更認定申請		審査機関が証 する書類が添 付されている 場合	審査機関が証 する書類が添 付されていない 場合	審査機関が証 する書類が添 付されている 場合	審査機関が証 する書類が添 付されていない 場合	1戸建て住宅	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円	住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、同時に申請する戸数が					(1) 1のもの	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円	(2) 2以上5以下のもの	10,300円	74,900円	6,200円	38,500円	(3) 6以上10以下のもの	17,500円	105,400円	10,500円	54,500円	(4) 11以上25以下のもの	29,100円	148,300円	17,500円	77,100円	(5) 26以上50以下のもの	48,800円	213,000円	29,300円	111,400円	(6) 51以上100以下のもの	87,300円	305,200円	52,400円	161,300円	(7) 101以上200以下のもの	138,100円	413,500円	82,900円	220,600円	(8) 201以上300以下のもの	174,400円	542,100円	104,700円	288,500円	(9) 301以上のもの	186,100円	636,500円	111,700円	336,900円	1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が					(1) 1のもの	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円	(2) 2以上5以下のもの	10,300円	74,900円	6,200円	38,500円	(3) 6以上10以下のもの	17,500円	105,400円	10,500円	54,500円	(4) 11以上25以下のもの	29,100円	148,300円	17,500円	77,100円	(5) 26以上50以下のもの	48,800円	213,000円	29,300円	111,400円	(6) 51以上100以下のもの	87,300円	305,200円	52,400円	161,300円	(7) 101以上200以下のもの	138,100円	413,500円	82,900円	220,600円	(8) 201以上300以下のもの	174,400円	542,100円	104,700円	288,500円	(9) 301以上のもの	186,100円	636,500円	111,700円
区分 (下線部は条例改正箇所)	金額（一の建築物につき）																																																																																																																					
	認定申請		変更認定申請																																																																																																																			
	審査機関が証 する書類が添 付されている 場合	審査機関が証 する書類が添 付されていない 場合	審査機関が証 する書類が添 付されている 場合	審査機関が証 する書類が添 付されていない 場合																																																																																																																		
1戸建て住宅	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円																																																																																																																		
住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、同時に申請する戸数が																																																																																																																						
(1) 1のもの	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円																																																																																																																		
(2) 2以上5以下のもの	10,300円	74,900円	6,200円	38,500円																																																																																																																		
(3) 6以上10以下のもの	17,500円	105,400円	10,500円	54,500円																																																																																																																		
(4) 11以上25以下のもの	29,100円	148,300円	17,500円	77,100円																																																																																																																		
(5) 26以上50以下のもの	48,800円	213,000円	29,300円	111,400円																																																																																																																		
(6) 51以上100以下のもの	87,300円	305,200円	52,400円	161,300円																																																																																																																		
(7) 101以上200以下のもの	138,100円	413,500円	82,900円	220,600円																																																																																																																		
(8) 201以上300以下のもの	174,400円	542,100円	104,700円	288,500円																																																																																																																		
(9) 301以上のもの	186,100円	636,500円	111,700円	336,900円																																																																																																																		
1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が																																																																																																																						
(1) 1のもの	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円																																																																																																																		
(2) 2以上5以下のもの	10,300円	74,900円	6,200円	38,500円																																																																																																																		
(3) 6以上10以下のもの	17,500円	105,400円	10,500円	54,500円																																																																																																																		
(4) 11以上25以下のもの	29,100円	148,300円	17,500円	77,100円																																																																																																																		
(5) 26以上50以下のもの	48,800円	213,000円	29,300円	111,400円																																																																																																																		
(6) 51以上100以下のもの	87,300円	305,200円	52,400円	161,300円																																																																																																																		
(7) 101以上200以下のもの	138,100円	413,500円	82,900円	220,600円																																																																																																																		
(8) 201以上300以下のもの	174,400円	542,100円	104,700円	288,500円																																																																																																																		
(9) 301以上のもの	186,100円	636,500円	111,700円	336,900円																																																																																																																		

住宅以外の建築物で、延べ面積が				
(1) 300㎡以内のもの	10,300円	—	6,200円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	95,000円	—	48,600円
イ ア以外のもの	—	248,400円	—	125,200円
(2) 300㎡超2,000㎡以内のもの	29,100円	—	17,500円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	159,300円	—	82,600円
イ ア以外のもの	—	401,800円	—	203,800円
(3) 2,000㎡超5,000㎡以内のもの	87,300円	—	52,400円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	257,900円	—	137,700円
イ ア以外のもの	—	573,400円	—	295,500円
(4) 5,000㎡超10,000㎡以内のもの	138,100円	—	82,900円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	336,800円	—	182,300円
イ ア以外のもの	—	706,300円	—	367,100円
(5) 10,000㎡超25,000㎡以内のもの	174,400円	—	104,700円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	404,700円	—	219,900円
イ ア以外のもの	—	834,900円	—	435,000円
(6) 25,000㎡超のもの	218,000円	—	130,800円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	474,800円	—	259,300円
イ ア以外のもの	—	952,400円	—	498,200円

※1 棟全体について申請するときの共同住宅等の手数料の額は、次の表に定める区分に応じ、それぞれ定める額を加算する。

区分 (下線部は条例改正箇所)	加算する額			
	認定申請		変更認定申請	
	審査機関が証する書類が添付されている場合	審査機関が証する書類が添付されていない場合	審査機関が証する書類が添付されている場合	審査機関が証する書類が添付されていない場合
共用部分がある場合で、当該部分の床面積の合計が				
(1) 300㎡以内のもの	10,300円	118,500円	6,200円	60,300円
(2) 300㎡超2,000㎡以内のもの	29,100円	195,500円	17,500円	100,700円
(3) 2,000㎡超5,000㎡以内のもの	87,300円	304,500円	52,400円	161,000円
(4) 5,000㎡超10,000㎡以内のもの	138,100円	390,900円	82,900円	209,300円
(5) 10,000㎡超25,000㎡以内のもの	174,400円	467,200円	104,700円	251,100円
(6) 25,000㎡超のもの	218,000円	544,200円	130,800円	293,900円
非住宅部分がある場合で、当該部分の床面積の合計が				
(1) 300㎡以内のもの	10,300円	—	6,200円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	95,000円	—	48,600円
イ ア以外のもの	—	248,400円	—	125,200円
(2) 300㎡超2,000㎡以内のもの	29,100円	—	17,500円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	159,300円	—	82,600円
イ ア以外のもの	—	401,800円	—	203,800円
(3) 2,000㎡超5,000㎡以内のもの	87,300円	—	52,400円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	257,900円	—	137,700円
イ ア以外のもの	—	573,400円	—	295,500円
(4) 5,000㎡超10,000㎡以内のもの	138,100円	—	82,900円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	336,800円	—	182,300円
イ ア以外のもの	—	706,300円	—	367,100円
(5) 10,000㎡超25,000㎡以内のもの	174,400円	—	104,700円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	404,700円	—	219,900円
イ ア以外のもの	—	834,900円	—	435,000円
(6) 25,000㎡超のもの	218,000円	—	130,800円	—
ア 省令で定める基準に係るもの	—	474,800円	—	259,300円
イ ア以外のもの	—	952,400円	—	498,200円

※審査機関が証する書類とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することについて市長が定める審査機関が証する書類をいう。

※省令で定める基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

(施行日)  
公布の日

内 容	
議 案 番 号	第 1 3 7 号議案
議 案 名	西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
摘 要	<p>西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業により施設の位置の表示が変更されることに伴うもの</p> <p>次に掲げる条例で規定する施設の位置を「安城市御幸本町 1 2 番 1 号」から「安城市御幸本町 5 0 4 番地 1」に変更する。</p> <p>(1) 安城市役所支所及び出張所設置条例で規定する安城市役所窓口センター  (2) 安城市図書館の設置及び管理に関する条例で規定する安城市図書館  (3) 安城市中心市街地拠点施設条例で規定する安城市中心市街地拠点施設</p> <p>(施行日)  西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日</p>
議 案 番 号	第 1 3 8 号議案
議 案 名	令和元年度安城市一般会計補正予算（第 3 号）について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 1 3 9 号 議 案 ・ 第 1 4 0 号 議 案
議 案 名	令和元年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第2号） 介護保険事業（第2号）の2会計 資料別添
議 案 番 号	第 1 4 1 号 議 案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	安城市虹の家の指定管理者の指定をするもの 1 指定をする団体 社会福祉法人ぬくもり福祉会 2 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日